

A5-S-2nd

令和3年(く)第730号

決

定

20220202郵送受

申立人(請求人) 今井 豊

上記の者からの菅家忠行を被疑者とする付審判請求事件について、令和3年10月7日前橋地方裁判所がした請求棄却決定に対し、請求人から抗告の申立てがあつたので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

- 1 本件抗告の申立ての内容は、請求人作成の令和3年10月13日付け「抗告申立書兼趣意書A5」と題する書面に記載のとおりである。その趣旨は、原決定が、本件付審判請求について、被疑者に公務員職権濫用罪における職権の濫用はないなどとして同罪の成立を認めず、請求を棄却したことは不当であり、その取消しを求める、というものと解される。
- 2 請求人は、令和3年1月26日、被疑者を、公務員職権濫用、脅迫及び犯人隠避の各罪で前橋地方検察庁検察官に告訴したが、そのうち本件付審判請求事件に関する公務員職権濫用罪の内容は、東京都等を被告とする慰謝料請求事件5件の審理を担当していた前橋地方裁判所裁判官である被疑者が、① 本件各民事訴訟事件の口頭弁論期日を指定せずに訴訟の開始を遅延させて、その職権を濫用して請求人の実質的な裁判を受ける権利及び適正な手続を受ける権利等の行使を妨害した、② 本件各民事訴訟事件のうち1件で請求棄却の判決を言い渡し、その職権を濫用して請求人の実質的な裁判を受ける権利及び適正な手続を受ける権利等の行使を妨害した、などというものであった。前橋地方検察庁検察官は、令和3年3月26日、この告訴に対し、いずれの事実についても罪とならないとして不起訴処分とした。
- 3 原決定は、① 被疑者は、民事訴訟規則60条2項の定めにもかかわらず、本

件各民事訴訟事件の第1回口頭弁論期日を、それぞれ訴えの提起された日から30日を経過した後の日に指定したことが認められるものの、各訴状の記載内容が難解で判然としない等諸般の事情を考慮した上の訴訟運営と認められるから、被疑者の当該行為に違法、不当な点はなく、公務員職権濫用罪における職権の濫用には当たらない、② 被疑者は合理的根拠をもって本件請求棄却判決を言い渡したと認められる、などとして本件付審判請求を棄却した。

4 請求人の主張は、(1) 本件各民事訴訟事件の訴状を1年以上も送達しない取扱いをしたのは違法、不当である、(2) 本件請求棄却判決には請求人が告訴した犯罪を否定した実質的で合理的な根拠が示されていない、などというものであると解される。

しかし、一件記録によれば、請求人が本件各民事訴訟事件の訴状として提出した書面の記載内容が難解で判然としないものであった上、後から訂正等の書面が相次いで提出されたこと、証拠として録音データが保存された電子記録媒体が複数提出されており、第1回口頭弁論期日の指定前に内容の確認をする必要があったこと等の事実が認められるから、これについて、被疑者が職権の行使に仮託して違法、不当な行為をしたという事実は認められない。また、本件請求棄却判決の判決書によれば、請求人の主張立証について実質的な検討が行われ、その判断の理由についても具体的に示されているといえるから、この点についても、被疑者が職権を濫用した事実は認められない。

したがって、請求人の主張にはいずれも理由がなく、原決定の前記判断は相当である。

5 よって、本件抗告は理由がないから、刑訴法426条1項後段により棄却することとして、主文のとおり決定する。

令和4年2月1日

東京高等裁判所第10刑事部

裁判長裁判官 細 田 啓



裁判官 駒 田 秀



裁判官 岡 田 龍 太 良



これは謄本である。

令和 4 年 1 月 1 日

東京高等裁判所第10刑事部

裁判所書記官 前川直樹

